

学校法人船田教育会コンプライアンス規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人船田教育会（以下「本法人」という。）におけるコンプライアンスの推進に必要な事項を定め、もって本法人の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「コンプライアンス」とは、役員および教職員（派遣契約その他の契約に基づき本法人の業務に従事する者を含む。以下「役職員等」という。）が、業務遂行に当たって、関係法令や学内規則・規程等を遵守することを言う。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(コンプライアンス推進組織)

第4条 コンプライアンスに関する重要事項は、理事会の議を経て理事長が決定する。

2 本法人におけるコンプライアンスの取組みを推進するため、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、常務理事をもって充てる。

3 推進責任者は、理事長の指示に基づき、役職員等の意識向上や関係諸規程等の整備など、コンプライアンスの推進に必要な具体的措置を講じるものとする。

(公益通報)

第5条 役職員等は、法令違反等の行為を知りえたときは、「学校法人船田教育会公益通報者保護規則」の定めるところにより通報を行うことができる。

2 通報は、誹謗中傷その他不正の目的でこれを行ってはならない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。